

堺市地域防災計画

令和8年2月

堺市防災会議

大 目 次

総則	1
災害予防対策	57
災害応急対策	197
地震・津波編	197
風水害編	337
事故等編	469
災害復旧・復興対策	520
付編：南海トラフ地震防災対策推進計画	538

総 則

第 1 節 目的等	1
第 1 目的及び目標	1
第 2 計画の性格	2
第 3 基本方針	2
第 4 計画の構成	4
第 2 節 市域の概況	5
第 1 地理的条件	5
第 2 社会的条件	6
第 3 節 災害の想定	8
第 1 想定災害	8
第 2 南海トラフ地震防災対策推進計画	30
第 4 節 防災関係機関の業務大綱	31
第 1 堺市	31
第 2 大阪府	42
第 3 府警察	42
第 4 関西広域連合	43
第 5 自衛隊（陸上自衛隊第 3 師団）	43
第 6 指定地方行政機関	43
第 7 指定公共機関	45
第 8 指定地方公共機関	48
第 9 公共的団体	49
第 5 節 市民、事業者の基本的責務	51
第 1 市民	51
第 2 事業者	52
第 3 NPO・ボランティア等多様な機関との連携	53
第 6 節 計画の習熟	54
第 7 節 計画の広域的推進	55
第 8 節 計画の修正	56

災害予防対策

第1章 被害の発生抑止・軽減	57
第1節 建築物の耐震化・不燃化	58
第1 既存建築物の防災対策の促進.....	59
第2 建築時点での建築物の安全性確保に関する指導.....	60
第3 宅地耐震化の促進.....	60
第4 建築物内での負傷防止対策の促進.....	61
第5 建築物の耐震化・不燃化における市民の役割.....	61
第6 埋立地等の液状化対策の啓発推進.....	61
第7 アスベスト使用建築物等の把握.....	61
第2節 都市基盤施設の被害防止	62
第1 土木構造物の耐震対策等の推進.....	62
第2 ライフライン・放送施設災害予防対策.....	63
第3 市の施設.....	66
第4 文化財.....	66
第3節 津波被害防止対策の推進	68
第1 津波対策.....	68
第2 津波に関する避難指示等情報伝達体制・手段の整備.....	69
第3 南海トラフ巨大地震による津波からの避難対策.....	70
第4 津波防災地域づくりの推進.....	72
第5 防災事務に従事する者（職員等）の安全確保と初動体制の確立.....	73
第6 臨海部における津波避難対策.....	73
第4節 水害予防対策の推進	74
第1 洪水対策.....	74
第2 雨水出水対策.....	75
第3 高潮対策.....	76
第4 水害減災対策の推進.....	76
第5 下水道の整備.....	82
第6 ため池の整備.....	83
第7 雨水貯留浸透施設.....	84
第5節 土砂災害予防対策の推進	85
第1 土砂災害警戒区域等における防災対策.....	85
第2 土石流対策（砂防対策）.....	87
第3 地すべり対策.....	87
第4 急傾斜地崩壊対策.....	88
第5 土砂災害警戒情報の作成・発表.....	88
第6 宅地造成及び盛土等対策.....	89

第 6 節 危険物等災害予防対策	90
第 1 危険物災害予防対策	90
第 2 高圧ガス及び火薬類災害予防対策	91
第 3 毒物劇物等災害予防対策	92
第 4 管理化学物質災害予防対策	92
第 5 放射線災害予防対策	93
第 6 危険物等の輸送災害の予防対策	94
第 7 危険物積載船舶等災害予防対策	94
第 8 石油コンビナート等災害予防対策	95
第 2 章 災害の拡大の抑止	96
第 1 節 市民防災意識の高揚	97
第 1 防災知識の普及啓発等	97
第 2 学校園・認定こども園等における防災教育	100
第 3 災害教訓の伝承	101
第 4 文化財所有者等に対する普及啓発	101
第 5 「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」 等の普及啓発	102
第 2 節 自主防災体制の整備	103
第 1 地区防災計画の策定等	103
第 2 自主防災組織の活動支援	105
第 3 事業所による自主防災体制の整備	106
第 4 救助活動の支援	108
第 5 堺市消防協力事業所制度の推進	108
第 3 節 都市の防災機能の強化	109
第 1 防災空間の整備	109
第 2 災害に強い市街地の形成	111
第 4 節 火災・延焼予防対策の推進	113
第 1 市街地の火災予防	113
第 2 林野火災の予防	114
第 5 節 消火・救助・救急体制の整備	115
第 1 消防力の強化	115
第 2 広域消防応援体制の整備	117
第 3 地域の力による救助活動体制の整備	118
第 4 緊急消防援助隊の充実強化	118
第 6 節 災害時医療体制の整備	119
第 1 災害時医療の基本的考え方	119
第 2 医療情報の収集・伝達体制の整備	120

第3 現地医療体制の整備	120
第4 後方医療体制の整備	121
第5 医薬品等の備蓄及び確保	122
第6 患者等搬送体制の確立.....	122
第7 個別疾病対策	123
第8 関係機関協力体制の確立.....	123
第9 医療関係者に対する訓練等の実施	123
第7節 避難場所・避難路等及び誘導體制の整備	124
第1 避難場所、避難路の指定.....	124
第2 広域避難地、避難路等の安全性の向上	126
第3 指定避難所の指定、整備.....	127
第4 避難者の状況把握に向けた準備	131
第5 在宅避難等	131
第6 避難誘導體制の整備	131
第7 広域避難体制の整備	133
第3章 防災体制の整備.....	134
第1節 総合的防災体制の整備	135
第1 中枢組織体制の整備	136
第2 防災中枢機能等の確保、充実	143
第3 防災拠点の整備	144
第4 装備資機材等の備蓄	145
第5 応援体制の整備	146
第6 空き地等の管理体制	147
第7 防災訓練の実施	148
第8 人材の教育.....	150
第9 防災教育.....	151
第10 防災に関する調査研究の推進	152
第11 自衛隊の災害派遣に対する連絡体制の整備.....	153
第12 行政機能の喪失又は著しい低下等への対応	153
第2節 情報収集伝達体制の整備	155
第1 災害情報収集伝達システムの整備.....	155
第2 情報収集伝達体制の強化.....	157
第3 災害広報体制の整備	157
第4 迅速な市民の安否確認の体制整備.....	159
第5 観測体制の整備	159
第3節 緊急輸送体制の整備	160
第1 陸上輸送体制の整備	160

第2 航空輸送体制の整備	161
第3 水上輸送体制の整備	162
第4 物資配送拠点の確保	162
第5 避難所等への物資供給体制の構築.....	162
第6 支援物資等の集積・輸送体制における民間事業者等との連携体制の整備	163
第7 輸送手段の確保	163
第8 交通規制・管制の確保	164
第4章 被災者支援の充実	165
第1節 緊急物資の確保.....	166
第1 給水体制の整備	166
第2 食料・生活必需品の確保	167
第3 他自治体、事業所からの物資の調達.....	170
第2節 ライフライン機能の確保.....	171
第1 上水道.....	171
第2 下水道.....	172
第3 電力.....	173
第4 ガス.....	174
第5 電気通信	175
第6 市民への広報	176
第7 倒木等への対策.....	177
第3節 交通機能の確保.....	178
第1 鉄軌道施設	178
第2 道路施設	178
第3 港湾施設、漁港施設	178
第4節 避難行動要支援者支援対策.....	180
第1 要配慮者、避難行動要支援者の定義.....	180
第2 避難行動要支援者に対する支援体制の整備	180
第3 福祉避難所の指定	183
第4 外国人に対する支援体制整備	183
第5 その他の要配慮者に対する配慮	184
第5節 帰宅困難者対策.....	185
第1 帰宅困難者への支援	186
第2 帰宅困難者への啓発	186
第3 事業者等の帰宅困難者対策の促進	186
第4 駅周辺における滞留者の対策.....	186
第5 徒歩帰宅者への支援	187
第6節 保健衛生対策	188

第1 防疫体制の整備	188
第2 し尿処理	188
第3 ごみ処理	189
第4 がれき等災害廃棄物処理	190
第7節 遺体の収容及び火葬対策	192
第1 遺体安置場所の選定	192
第2 火葬のための施設・資器材の確保	192
第8節 応急住宅対策	193
第1 部局間の連携体制の整備	193
第2 応急危険度判定体制の整備	193
第3 応急仮設住宅等の事前準備	194
第4 斜面判定制度	195
第5 罹災証明書の発行体制の整備	195
第9節 ボランティアの活動環境の整備	196

災害応急対策 地震・津波編

第1章 初動期の活動	197
第1節 組織動員	198
第1 災害対策本部等の組織体制.....	198
第2 職員動員計画.....	201
第3 職員の活動環境、安全確保等.....	208
第4 防災関係機関の動員配備体制.....	208
第2節 津波対策	209
第1 組織動員配備体制.....	209
第2 津波警報等の伝達.....	209
第3 避難対策等.....	217
第4 水防活動.....	218
第5 ライフライン・放送事業者の活動.....	219
第6 交通対策.....	220
第7 在港船舶に対する周知活動.....	221
第3節 災害情報の収集伝達	222
第1 情報収集伝達経路.....	222
第2 被害情報の収集・報告.....	224
第3 通信手段の確保.....	227
第4 防災拠点施設等の損傷状況の把握.....	228
第5 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供.....	228
第4節 災害広報	229
第1 災害広報.....	229
第2 広聴活動.....	233
第5節 広域応援等の要請・受援体制の確立・受入れの実施・支援	235
第1 府知事等に対する要求等.....	236
第2 広域応援の受援体制の確立.....	239
第3 広域応援等の受入れの実施.....	239
第4 応急対策職員派遣制度に基づく支援.....	240
第5 関係機関の連絡調整.....	240
第6 応援派遣職員の実態整備・装備等の充実.....	240
第6節 災害緊急事態	242
第7節 自衛隊の災害派遣	243
第1 派遣要請.....	243
第2 自衛隊の自発的出動基準.....	244
第3 派遣部隊の受入れ.....	244
第4 派遣部隊の活動.....	245

第5 撤収要請	246
第8節 消火・救助・救急活動	247
第1 市	247
第2 消防局	248
第3 惨事ストレス対策	251
第4 府	251
第5 府警察	252
第6 堺海上保安署	252
第7 各機関による連絡会議の設置	253
第8 自主防災組織	253
第9節 医療救護活動	254
第1 医療情報の収集・提供活動	256
第2 現地医療対策	256
第3 後方医療対策	257
第4 医療関係者の確保	258
第5 医薬品等の確保・供給活動	259
第6 個別疾病対策	259
第10節 避難誘導	260
第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	261
第2 避難者の誘導	264
第3 広域避難	264
第4 警戒区域の設定	264
第5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営	265
第11節 二次災害の防止	267
第1 公共土木施設等	267
第2 建築物等	268
第3 危険物施設等	268
第4 放射性物質に係る施設等	269
第12節 交通規制・緊急輸送活動	270
第1 陸上輸送	270
第2 水上輸送	273
第3 航空輸送	273
第4 物資配送拠点の確保	274
第13節 ライフラインの緊急対応	275
第1 上水道施設	275
第2 公共下水道施設	276
第3 電力施設	277
第4 都市ガス施設	278

第5 電気通信施設	278
第14節 交通の安全確保	280
第1 被害状況の報告	280
第2 各施設管理者における対応	280
第15節 被災建築物対応	282
第1 防災拠点施設の応急危険度判定の実施	282
第2 民間建築物・宅地の応急危険度判定実施準備	282
第3 その他公共施設等の応急危険度判定実施準備	282
第4 被災建築物等におけるアスベスト露出状況等の把握	283
第2章 応急復旧期の活動	284
第1節 支援体制	285
第2節 災害救助法の適用	286
第1 法の適用	286
第2 救助の内容	287
第3節 指定避難所等の開設・運営	289
第1 指定避難所の開設	289
第2 指定避難所等の管理、運営	291
第3 指定避難所外避難者の対応	293
第4 指定避難所の早期解消のための取組	294
第5 広域的避難の受入れ	294
第6 指定緊急避難場所の開設	294
第4節 緊急物資の供給	295
第1 給水活動	295
第2 食料・生活必需品の供給	297
第3 その他の防災関係機関	297
第5節 保健衛生活動	299
第1 防疫活動	299
第2 食品衛生監視活動	300
第3 環境衛生活動	301
第4 被災者の健康維持活動・災害関連死の防止	301
第5 保健衛生活動における連携体制及び応援要請	302
第6 保健所の機能強化	302
第7 動物保護等の実施	302
第6節 避難行動要支援者等への支援	304
第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等	304
第2 被災した高齢者、障害者、外国人等の要配慮者への支援活動	304
第7節 社会秩序の維持	306

第1 市民への呼掛け	306
第2 警戒活動の強化	306
第3 物価の安定及び物資の安定供給	306
第8節 ライフラインの確保	308
第1 上水道施設	308
第2 公共下水道施設	309
第3 電力施設	310
第4 都市ガス施設	311
第5 電気通信施設	311
第9節 交通の機能確保	313
第1 障害物の除去	313
第2 各施設管理者における復旧	313
第10節 農水産関係応急対策	315
第1 農業用施設	315
第2 農作物	315
第3 畜産	316
第4 漁業	316
第11節 応急住宅対策	317
第1 被災建築物及び被災宅地の応急危険度判定の実施	317
第2 被災住宅応急復旧支援	318
第3 住宅確保対策	318
第4 住宅に関する相談窓口の設置等	319
第5 建築物被害調査への協力	319
第12節 応急教育等	320
第1 教育施設の応急整備	320
第2 応急教育体制の確立	321
第3 学校給食の応急措置	322
第4 教職員の確保	322
第5 就学援助等	322
第6 文化財の応急対策	322
第13節 廃棄物の処理	324
第1 し尿処理	324
第2 ごみ処理	325
第3 災害廃棄物等（津波堆積物を含む。）処理	326
第4 倒壊家屋等の解体撤去	326
第14節 遺体対策	328
第1 初期活動	328
第2 遺体の検視等	328

第3 遺体の収容・安置	328
第4 遺体の身元確認	329
第5 遺体の火葬	329
第6 応援要請	330
第15節 自発的支援の受入れ	331
第1 災害発生時におけるボランティアの活動	331
第2 義援金品の受付・配分	334
第3 国外からの支援の受入れ	335
第4 日本郵便株式会社の援護対策等	335

災害応急対策 風水害編

第 1 章 災害警戒期の活動	337
第 1 節 気象予警報等の伝達	338
第 1 気象予警報等	338
第 2 市民への周知	347
第 2 節 組織動員	352
第 1 災害対策本部の組織体制	352
第 2 職員動員計画	355
第 3 職員の活動環境、安全確保等	357
第 4 防災関係機関の組織動員配備体制	357
第 3 節 警戒活動	358
第 1 気象観測情報の収集伝達	358
第 2 水防警報、洪水予報及び警戒活動等	359
第 3 水防活動	360
第 4 土砂災害警戒活動	361
第 5 異常現象発見時の通報	362
第 6 ライフライン・交通等警戒活動	363
第 7 在港船舶避難活動	364
第 8 物資等の事前状況確認	365
第 4 節 避難誘導	366
第 1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	367
第 2 避難者の誘導	372
第 3 広域避難	372
第 4 警戒区域の設定	372
第 5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営	373
第 2 章 災害発生後の活動	375
第 1 節 災害情報の収集伝達	377
第 1 情報収集伝達経路	377
第 2 被害情報の収集・報告	379
第 3 通信手段の確保	383
第 4 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供	383
第 2 節 災害広報	384
第 1 災害広報	384
第 2 広聴活動	388
第 3 節 広域応援等の要請・受入れ体制の確立・受入れの実施・支援	389
第 1 府知事等に対する要求等	390
第 2 広域応援の受援体制の確立	393

第3 広域応援等の受入れの実施.....	393
第4 応急対策職員派遣制度に基づく支援.....	394
第5 関係機関の連絡調整.....	394
第6 応援派遣職員の実環境整備・装備等の充実.....	395
第4節 災害緊急事態.....	396
第5節 自衛隊の災害派遣.....	397
第1 派遣要請.....	397
第2 自衛隊の自発的出動基準.....	398
第3 派遣部隊の受入れ.....	399
第4 派遣部隊の活動.....	399
第5 撤収要請.....	400
第6節 消火・救助・救急活動.....	401
第1 市.....	401
第2 消防局.....	402
第3 惨事ストレス対策.....	404
第4 府.....	404
第5 府警察.....	405
第6 堺海上保安署.....	405
第7 各機関による連絡会議の設置.....	406
第8 自主防災組織.....	406
第7節 医療救護活動.....	407
第1 医療情報の収集・提供活動.....	409
第2 現地医療対策.....	409
第3 後方医療対策.....	410
第4 医療関係者の確保.....	411
第5 医薬品等の確保・供給活動.....	412
第6 個別疾病対策.....	412
第8節 交通規制・緊急輸送活動.....	413
第1 陸上輸送.....	413
第2 水上輸送.....	416
第3 航空輸送.....	416
第4 物資配送拠点の確保.....	417
第9節 公共土木施設・建築物等応急対策.....	418
第1 公共土木施設等.....	418
第2 公共建築物等.....	419
第3 応急工事.....	419
第10節 ライフライン・放送の確保.....	420
第1 被害状況の報告.....	420

第2 各事業者における対応	420
第11節 交通の安全確保	424
第1 被害状況の報告	424
第2 各施設管理者における対応	424
第12節 農水産関係応急対策	426
第1 農業用施設	426
第2 農作物	426
第3 畜産	427
第4 漁業	427
第13節 支援体制	428
第14節 災害救助法の適用	429
第1 法の適用	429
第2 救助の内容	430
第15節 指定避難所の開設・運営	432
第1 指定避難所の開設	432
第2 指定避難所等の管理、運営	434
第3 指定避難所外避難者の対応	436
第4 指定避難所の早期解消のための取組	437
第5 広域的避難の受入れ	437
第6 指定緊急避難場所の開設	437
第16節 緊急物資の供給	438
第1 給水活動	438
第2 食料・生活必需品の供給	439
第3 その他の防災関係機関	440
第17節 保健衛生活動	442
第1 防疫活動	442
第2 食品衛生監視活動	443
第3 環境衛生活動	443
第4 被災者の健康維持活動・災害関連死の防止	444
第5 保健衛生活動における連携体制及び応援要請	445
第6 保健所の機能強化	445
第7 動物保護等の実施	445
第18節 避難行動要支援者等への支援	446
第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等	446
第2 被災した高齢者、障害者等の要配慮者への支援活動	447
第19節 社会秩序の維持	448
第1 市民への呼び掛け	448
第2 警戒活動の強化	448

第3 物価の安定及び物資の安定供給	448
第20節 住宅の応急確保.....	450
第1 被災住宅の応急修理	450
第2 住居障害物の除去	451
第3 建設型応急住宅の建設.....	451
第4 民間賃貸住宅の借上げ	451
第5 賃貸型応急住宅の運営管理	451
第6 公的賃貸住宅への一時入居.....	451
第7 住宅に関する相談窓口の設置等	452
第8 建設用資機材等の調達.....	452
第21節 応急教育等	453
第1 教育施設の応急整備	453
第2 応急教育体制の確立	454
第3 学校給食の応急措置	455
第4 教職員の確保	455
第5 就学援助等	455
第6 文化財の応急対策	455
第22節 廃棄物の処理.....	457
第1 し尿処理.....	457
第2 ごみ処理	458
第3 災害廃棄物等処理.....	459
第4 倒壊家屋等の解体撤去.....	459
第23節 遺体対策	461
第1 初期活動	461
第2 遺体の検視等	461
第3 遺体の収容・安置.....	461
第4 遺体の身元確認	462
第5 遺体の火葬.....	462
第6 応援要請	462
第24節 自発的支援の受入れ	463
第1 災害発生時におけるボランティアの活動	463
第2 義援金品の受付・配分	466
第3 国外からの支援の受入れ	467
第4 日本郵便株式会社の援護対策等	467

災害応急対策 事故等編

第 1 節 海上災害応急対策	469
第 1 市の組織動員	469
第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡.....	471
第 3 通報連絡体制	471
第 4 事故発生時における応急措置	473
第 5 事故対策連絡調整本部の設置	475
第 2 節 航空災害応急対策	476
第 1 市の組織動員	476
第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡.....	478
第 3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	478
第 4 その他の地域	478
第 3 節 鉄軌道災害応急対策	479
第 1 市の組織動員	479
第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡.....	481
第 3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	481
第 4 情報収集伝達体制.....	481
第 5 鉄軌道事業者の災害応急対策	482
第 4 節 道路災害応急対策	484
第 1 市の組織動員	484
第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡.....	486
第 3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	486
第 4 情報収集伝達体制.....	486
第 5 道路管理者の災害応急対策	487
第 5 節 危険物等災害応急対策	489
第 1 市の組織動員	489
第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡.....	491
第 3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	491
第 4 危険物災害応急対策	492
第 5 高圧ガス災害応急対策	493
第 6 火薬類災害応急対策	495
第 7 毒物劇物災害応急対策	496
第 8 管理化学物質災害応急対策.....	498
第 6 節 高層建築物、市街地災害応急対策	499
第 1 市の組織動員	499
第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡.....	501
第 3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	501
第 4 通報連絡体制	502

第5 火災の警戒.....	502
第6 市.....	503
第7 府警察.....	504
第8 大阪ガスネットワーク株式会社.....	505
第9 高層建築物、地下街の管理者等.....	505
第7節 放射線災害応急対策.....	506
第1 市の組織動員.....	507
第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡.....	509
第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置.....	509
第4 災害情報の収集・伝達.....	509
第5 災害広報・広聴.....	509
第6 放射線量の測定.....	509
第7 救助・救急活動.....	510
第8 医療救護活動.....	510
第9 屋内退避・避難誘導.....	510
第10 指定避難所の開設及び運営.....	511
第11 広域避難の協議・受入れ.....	511
第12 飲料水、飲食物の摂取制限等.....	512
第13 交通規制、緊急輸送活動.....	512
第14 社会秩序の維持.....	513
第15 災害時のチタン廃棄物対応.....	513
第8節 林野火災応急対策.....	514
第1 市（危機管理室・産業振興局）の組織動員.....	514
第2 市（消防局）の組織動員.....	516
第3 火災通報等.....	517
第4 火災の警戒.....	518

災害復旧・復興対策

第 1 章 生活の安定	520
第 1 節 復旧事業の推進	521
第 1 被害の調査.....	521
第 2 公共施設等の復旧.....	521
第 3 激甚災害の指定.....	522
第 4 激甚災害指定による財政援助.....	522
第 5 特定大規模災害.....	522
第 2 節 被災者の生活再建等の支援	523
第 1 罹災証明書の発行・交付.....	523
第 2 災害弔慰金等の支給.....	524
第 3 災害援護資金・生活資金等の貸付け.....	524
第 4 租税等の減免及び徴収猶予等.....	525
第 5 住宅の確保.....	525
第 6 被災者生活再建支援金.....	526
第 3 節 中小企業の復興支援	528
第 1 市の措置.....	528
第 2 融資の種類.....	528
第 4 節 農林漁業関係者の復興支援	529
第 1 市の措置.....	529
第 2 資金の融資.....	529
第 5 節 ライフライン等の復旧	530
第 1 道路.....	531
第 2 上水道・工業用水道.....	531
第 3 下水道.....	532
第 4 電力.....	532
第 5 ガス.....	532
第 6 電気通信.....	533
第 7 共同溝・電線共同溝.....	533
第 8 放送.....	534
第 9 鉄軌道.....	534
第 2 章 復興の基本方針	535
第 1 節 復興の基本方針	536
第 1 復興本部の設置.....	536
第 2 基本方針の決定.....	536
第 3 原状復旧.....	536
第 4 復興計画の作成.....	536

付編：南海トラフ地震防災対策推進計画

第1節 総則	538
第1 推進計画の目的	538
第2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	538
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	538
第1 南海トラフ地震に関連する情報	538
第2 南海トラフ地震臨時情報について	539
第3 防災対応について	539
第4 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について	540
第3節 地震発生時の応急対策等	541
第1 組織	541
第2 地震発生時の応急対策	541
第4節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	541
第1 津波からの防護	541
第2 円滑な避難の確保	542
第3 迅速な救助に関する事項	542
第5節 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	543
第6節 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	543

災害応急対策 風水害編

第1章 災害警戒期の活動	337
第1節 気象予警報等の伝達	338
第1 気象予警報等	338
第2 市民への周知	347
第2節 組織動員	352
第1 災害対策本部の組織体制	352
第2 職員動員計画	355
第3 職員の活動環境、安全確保等	357
第4 防災関係機関の組織動員配備体制	357
第3節 警戒活動	358
第1 気象観測情報の収集伝達	358
第2 水防警報、洪水予報及び警戒活動等	359
第3 水防活動	360
第4 土砂災害警戒活動	361
第5 異常現象発見時の通報	362
第6 ライフライン・交通等警戒活動	363
第7 在港船舶避難活動	364
第8 物資等の事前状況確認	365
第4節 避難誘導	366
第1 高齢者等避難、避難指示、緊急安全確保	367
第2 避難者の誘導	372
第3 広域避難	372
第4 警戒区域の設定	373
第5 指定緊急避難場所・指定避難所の開設及び運営	373
第2章 災害発生後の活動	375
第1節 災害情報の収集伝達	377
第1 情報収集伝達経路	377
第2 被害情報の収集・報告	379
第3 通信手段の確保	383
第4 迅速な市民の安否確認と支援情報等の提供	383
第2節 災害広報	384
第1 災害広報	384
第2 広聴活動	388
第3節 広域応援等の要請・受入れ体制の確立・受入れの実施・支援	390
第1 府知事等に対する要求等	391
第2 広域応援の受援体制の確立	394

第3 広域応援等の受入れの実施.....	394
第4 応急対策職員派遣制度に基づく支援.....	395
第5 関係機関の連絡調整.....	395
第6 応援派遣職員の実環境整備・装備等の充実.....	396
第4節 災害緊急事態.....	397
第5節 自衛隊の災害派遣.....	398
第1 派遣要請.....	398
第2 自衛隊の自発的出動基準.....	399
第3 派遣部隊の受入れ.....	400
第4 派遣部隊の活動.....	400
第5 撤収要請.....	401
第6節 消火・救助・救急活動.....	402
第1 市.....	402
第2 消防局.....	403
第3 惨事ストレス対策.....	405
第4 府.....	405
第5 府警察.....	406
第6 堺海上保安署.....	406
第7 各機関による連絡会議の設置.....	407
第8 自主防災組織.....	407
第7節 医療救護活動.....	408
第1 医療情報の収集・提供活動.....	410
第2 現地医療対策.....	411
第3 後方医療対策.....	411
第4 医療関係者の確保.....	412
第5 医薬品等の確保・供給活動.....	413
第6 個別疾病対策.....	413
第8節 交通規制・緊急輸送活動.....	414
第1 陸上輸送.....	414
第2 水上輸送.....	417
第3 航空輸送.....	417
第4 物資配送拠点の確保.....	418
第9節 公共土木施設・建築物等応急対策.....	419
第1 公共土木施設等.....	419
第2 公共建築物等.....	420
第3 応急工事.....	420
第10節 ライフライン・放送の確保.....	421
第1 被害状況の報告.....	421

第2 各事業者における対応	421
第11節 交通の安全確保	425
第1 被害状況の報告	425
第2 各施設管理者における対応	425
第12節 農水産関係応急対策	427
第1 農業用施設	427
第2 農作物	427
第3 畜産	428
第4 漁業	428
第13節 支援体制	429
第14節 災害救助法の適用	430
第1 法の適用	430
第2 救助の内容	431
第15節 指定避難所の開設・運営	433
第1 指定避難所の開設	433
第2 指定避難所等の管理、運営	435
第3 指定避難所外避難者の対応	437
第4 指定避難所の早期解消のための取組	438
第5 広域的避難の受入れ	438
第6 指定緊急避難場所の開設	438
第16節 緊急物資の供給	439
第1 給水活動	439
第2 食料・生活必需品の供給	440
第3 その他の防災関係機関	441
第17節 保健衛生活動	443
第1 防疫活動	443
第2 食品衛生監視活動	444
第3 環境衛生活動	444
第4 被災者の健康維持活動・災害関連死の防止	445
第5 保健衛生活動における連携体制及び応援要請	446
第6 保健所の機能強化	446
第7 動物保護等の実施	446
第18節 避難行動要支援者等への支援	447
第1 避難行動要支援者の被災状況の把握等	447
第2 被災した高齢者、障害者等の要配慮者への支援活動	448
第19節 社会秩序の維持	449
第1 市民への呼び掛け	449
第2 警戒活動の強化	449

第3 物価の安定及び物資の安定供給	449
第20節 住宅の応急確保	451
第1 被災住宅の応急修理	451
第2 住居障害物の除去	452
第3 建設型応急住宅の建設	452
第4 民間賃貸住宅の借上げ	452
第5 賃貸型応急住宅の運営管理	452
第6 公的賃貸住宅への一時入居	452
第7 住宅に関する相談窓口の設置等	453
第8 建設用資機材等の調達	453
第21節 応急教育等	454
第1 教育施設の応急整備	454
第2 応急教育体制の確立	455
第3 学校給食の応急措置	455
第4 教職員の確保	456
第5 就学援助等	456
第6 文化財の応急対策	456
第22節 廃棄物の処理	457
第1 し尿処理	457
第2 ごみ処理	458
第3 災害廃棄物等処理	459
第4 倒壊家屋等の解体撤去	459
第23節 遺体対策	461
第1 初期活動	461
第2 遺体の検視等	461
第3 遺体の収容・安置	461
第4 遺体の身元確認	462
第5 遺体の火葬	462
第6 応援要請	462
第24節 自発的支援の受入れ	463
第1 災害発生時におけるボランティアの活動	463
第2 義援金品の受付・配分	466
第3 国外からの支援の受入れ	467
第4 日本郵便株式会社の援護対策等	467

災害応急対策 事故等編

第 1 節 海上災害応急対策	469
第 1 市の組織動員	469
第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡.....	471
第 3 通報連絡体制	471
第 4 事故発生時における応急措置	473
第 5 事故対策連絡調整本部の設置	475
第 2 節 航空災害応急対策	476
第 1 市の組織動員	476
第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡.....	478
第 3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	478
第 4 その他の地域	478
第 3 節 鉄軌道災害応急対策	479
第 1 市の組織動員	479
第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡.....	481
第 3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	481
第 4 情報収集伝達体制.....	481
第 5 鉄軌道事業者の災害応急対策	482
第 4 節 道路災害応急対策	484
第 1 市の組織動員	484
第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡.....	486
第 3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	486
第 4 情報収集伝達体制.....	486
第 5 道路管理者の災害応急対策	487
第 5 節 危険物等災害応急対策	489
第 1 市の組織動員	489
第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡.....	491
第 3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	491
第 4 危険物災害応急対策	492
第 5 高圧ガス災害応急対策	493
第 6 火薬類災害応急対策	495
第 7 毒物劇物災害応急対策	496
第 8 管理化学物質災害応急対策.....	498
第 6 節 高層建築物、市街地災害応急対策	499
第 1 市の組織動員	499
第 2 府災害対策本部地域連絡部との連絡.....	501
第 3 関係機関との連携のため現地調整所の設置	501
第 4 通報連絡体制	502

第5 火災の警戒.....	502
第6 市.....	503
第7 府警察.....	504
第8 大阪ガスネットワーク株式会社.....	505
第9 高層建築物、地下街の管理者等.....	505
第7節 放射線災害応急対策.....	506
第1 市の組織動員.....	507
第2 府災害対策本部地域連絡部との連絡.....	509
第3 関係機関との連携のため現地調整所の設置.....	509
第4 災害情報の収集・伝達.....	509
第5 災害広報・広聴.....	509
第6 放射線量の測定.....	509
第7 救助・救急活動.....	510
第8 医療救護活動.....	510
第9 屋内退避・避難誘導.....	510
第10 指定避難所の開設及び運営.....	511
第11 広域避難の協議・受入れ.....	511
第12 飲料水、飲食物の摂取制限等.....	512
第13 交通規制、緊急輸送活動.....	512
第14 社会秩序の維持.....	513
第15 災害時のチタン廃棄物対応.....	513
第8節 林野火災応急対策.....	514
第1 市（危機管理室・産業振興局）の組織動員.....	514
第2 市（消防局）の組織動員.....	516
第3 火災通報等.....	517
第4 火災の警戒.....	518

災害復旧・復興対策

第 1 章 生活の安定	520
第 1 節 復旧事業の推進	521
第 1 被害の調査.....	521
第 2 公共施設等の復旧.....	521
第 3 激甚災害の指定.....	522
第 4 激甚災害指定による財政援助.....	522
第 5 特定大規模災害.....	522
第 2 節 被災者の生活再建等の支援	523
第 1 罹災証明書の発行・交付.....	523
第 2 災害弔慰金等の支給.....	524
第 3 災害援護資金・生活資金等の貸付け.....	524
第 4 租税等の減免及び徴収猶予等.....	525
第 5 住宅の確保.....	525
第 6 被災者生活再建支援金.....	526
第 3 節 中小企業の復興支援	528
第 1 市の措置.....	528
第 2 融資の種類.....	528
第 4 節 農林漁業関係者の復興支援	529
第 1 市の措置.....	529
第 2 資金の融資.....	529
第 5 節 ライフライン等の復旧	530
第 1 道路.....	531
第 2 上水道・工業用水道.....	531
第 3 下水道.....	532
第 4 電力.....	532
第 5 ガス.....	532
第 6 電気通信.....	533
第 7 共同溝・電線共同溝.....	533
第 8 放送.....	534
第 9 鉄軌道.....	534
第 2 章 復興の基本方針	535
第 1 節 復興の基本方針	536
第 1 復興本部の設置.....	536
第 2 基本方針の決定.....	536
第 3 原状復旧.....	536
第 4 復興計画の作成.....	536

付編：南海トラフ地震防災対策推進計画

第 1 節 総則	538
第 1 推進計画の目的	538
第 2 防災関係機関が地震発生時の災害応急対策として行う事務又は業務の大綱	538
第 2 節 南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対応	538
第 1 南海トラフ地震に関連する情報	538
第 2 南海トラフ地震臨時情報について	539
第 3 防災対応について	539
第 4 「南海トラフ地震臨時情報」等の伝達について	540
第 3 節 地震発生時の応急対策等	541
第 1 組織	541
第 2 地震発生時の応急対策	541
第 4 節 津波からの防護、円滑な避難の確保及び迅速な救助に関する事項	541
第 1 津波からの防護	541
第 2 円滑な避難の確保	542
第 3 迅速な救助に関する事項	542
第 5 節 防災訓練、地震防災上必要な教育及び広報に関する事項	543
第 6 節 地震・津波防災上緊急に整備すべき施設等に関する事項	543